

訪問看護ステーションが出張所（サテライト）を設置する場合 の届出方法について

1. 届出方法

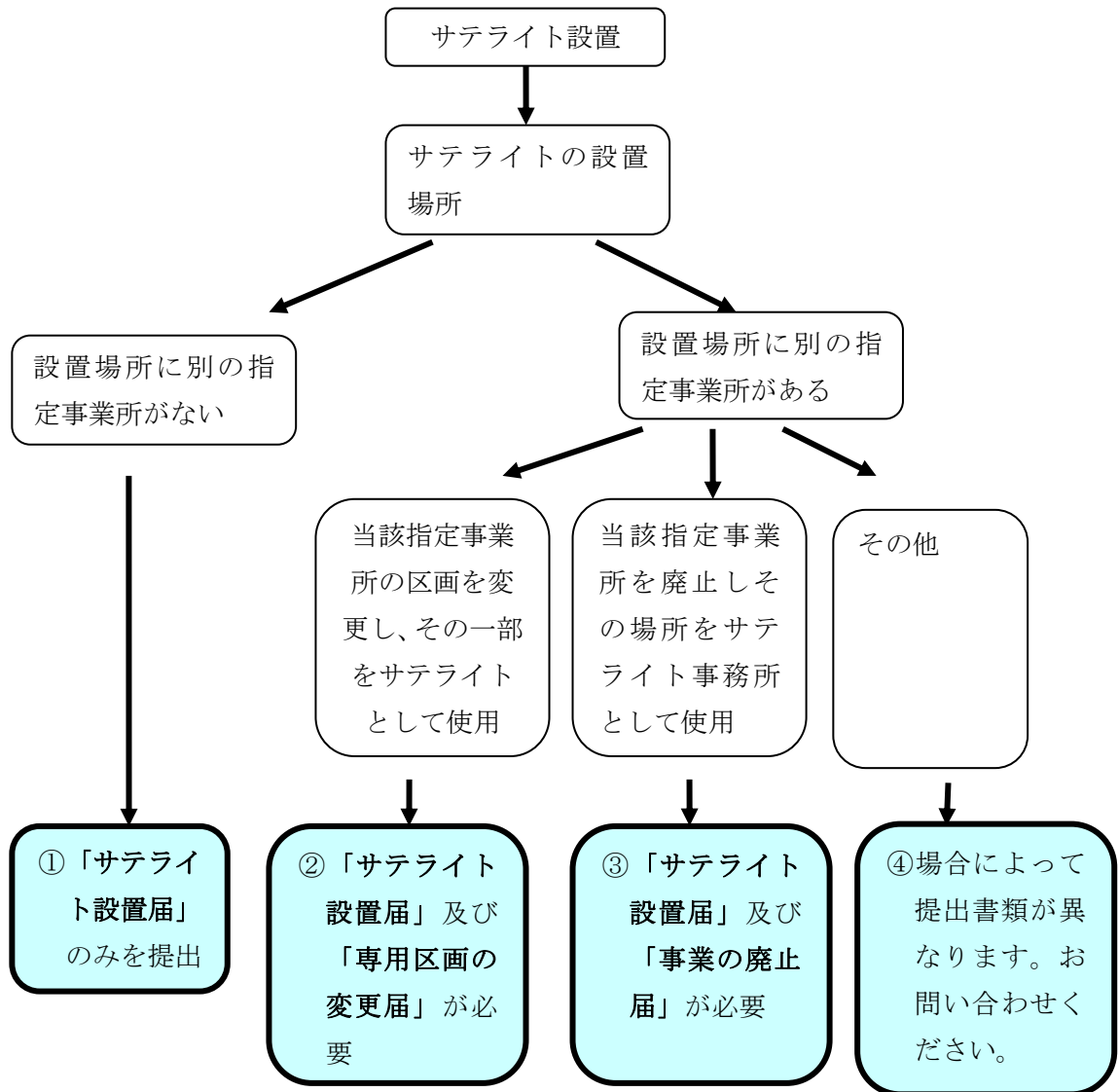
提出方法は来庁での受付となっております。

事前に電話にて来庁日時をご予約の上、サテライト設置届提出書類一覧に記載の提出書類を持参してください。

なお、サテライトの設置に関して他の届（専用区画の変更、廃止届）が同時に必要な場合があります。下記をご確認ください。

2. 届出の必要書類について

サテライトの設置方法によって、以下（①～④）の通り提出書類が異なります。



3. サテライトの設置に係る基準・要件について

(1) 設置場所について

大阪府内に限り、サテライトの設置を認めさせていただきます。

(ほかの都道府県にサテライトを設置することはできません。)

(2) 人員基準

主たる事業所及び出張所全体で基準を満たしているかを判断しますが、「看護職員が常勤換算で2.5人以上」の人員基準は、主たる事業所単独で満たすよう配置してください。

【参考：訪問看護ステーションの人員基準】

職種	資格要件	配置基準
管理者	・ 保健師、看護師 ・ 医療機関における看護、訪問看護又は老人保健法第19条及び健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項の規定に基づく訪問指導の業務に従事した経験のある者 ・ 保健師助産師看護師法第14条第1項及び第2項の規程により業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しない者	専らその職務に従事する常勤の者1名
看護職員	保健師、看護師、准看護師	常勤換算方法で2.5以上（うち、1名は常勤のこと）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施する場合に配置）	実情に応じた適当数

(3)設備基準

主たる事業所とは別に、「事務室、訪問看護の提供に必要な設備、備品、感染症予防に必要な設備・備品」の確保が必要です。

（別法人の所有する建物等の一部を出張所とする場合の注意点）

- ・出張所区画部分について、運営法人と賃（使用）貸借契約を結ぶこと。
- ・出張所区画とその他の区画とを明確に区分すること。
- ・自由に人が出入りできないよう、入口には鍵のかかるドアを設けること。

主たる事業所 ：単独で基準を満たすことが必要。

【参考：訪問看護ステーションの設備基準】

設備	内容
事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室	・事務室 職員の配置、設備備品の収容ができる広さを確保すること ・相談室 プライバシー保護に配慮したものであること
必要な設備・備品	・訪問看護の提供に必要な設備、備品 ・感染症予防に必要な設備、備品

(4)運営上の基準

○基準省令 解釈通知 「第2 総論 第1 事業者指定の単位について」

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる。

- ①利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ②職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

（補足）

加算届に関する留意点

a. ターミナルケア加算

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。

b. サービス提供体制強化加算

主たる事業所、出張所双方の全体で、加算の有無を判断する。

c. 緊急時訪問看護加算/特別管理体制加算

「1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。」は、主たる事業所、出張所を通じて1事業所とみなす。

- ⑤人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

4. その他について

請求方法関係

【訪問看護の出張所の係る地域区分の適用について】

A市（1級地）に本拠地のある訪問看護事業所が、B市（3級地）に出張所（サテライト事業所）をもっている場合、この出張所に常勤している訪問看護員が行う訪問看護は、地域区分として、3級地で請求することになるのか。

（答）

本拠地の1級地ではなく、訪問看護を提供した出張所（サテライト事業所）の地域区分である3級地の区分で請求することになります。

明細書の記載としては、「請求事業者欄」には、事業所番号が附番されているA市にある事業所の状況を記載することになりますが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」（サテライト事業所の略称の意味）を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は3級地の単位を記載します。